



3文ス第225号
令和3年5月6日

公益財団法人福島県体育協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

県新型コロナウイルス感染症対策本部より、「会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、5月3日（月）から16日（日）までの間、会津若松市全域の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象として、午後8時から翌日5時までの営業時間の短縮要請と、会津若松市民への不要不急の外出自粛要請とともに、他の会津地方全域における対策への協力をお願いする通知が発出されました。

つきましては、各団体におかれましても、下記に留意のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、対策の継続について周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 国や中央競技団体等が定めるガイドラインや各団体が独自に定めるガイドラインの内容を遵守すること。
なお、全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるようなイベントを予定する場合にあつては、施設管理者またはイベント主催者が、開催要件等について「県新型コロナウイルス感染症対策本部」に事前相談するなど、慎重に検討すること。
- 2 令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」や、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、さらには、同年10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」等の内容に留意すること。

(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3 健第 1 4 0 1 号
令和 3 年 5 月 1 日

各 部 局 長
教 育 長
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長
福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

会津若松市では、飲食店の利用や地域コミュニティでの飲食を起点とした陽性者が相次ぐなど、4月26日から5日間連続で10人以上、昨日までの1週間で82人と新規感染者が急激に増加しており、病床の広域的な調整が必要になるなど、医療提供体制に大きな負荷が掛かる深刻な状況となっています。

このため、本日開催しました「第69回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、別添のとおり「会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、5月3日（月）から16日（日）までの間、会津若松市全域の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象として、午後8時から翌日午前5時までの営業時間の短縮を要請しました。また、会津若松市民への不要不急の外出自粛を要請するとともに、他の会津地方全域における対策への協力をお願いしましたのでお知らせします。

つきましては、今回の決定内容について、関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

事務担当 総括班企画・総合調整担当チーム

電話(総括班) 024-521-7872

e-mail: corona-soukatsu@pref. fukushima. lg. jp